

2013年3月発行

第5号

平成24年度

第2回 淀川河川公園 地域協議会 会議録

下流域版(大阪府守口市域及び大阪市域)平成25年1月31日開催分

■開催概要

開催日時:平成25年1月31日(木) 10:00~12:00

場 所:総合生涯学習センター

議事次第

1. 開 会
2. 下流域現地見学会報告
3. 議 事
 - (1)公園整備計画(案)について
 - (2)公園利用のマネジメントについて
4. 今後の予定
5. 閉 会

配布資料(一覧)

■説明資料

- ・資料1 下流域現地見学会報告

■検討資料

- ・資料2-1 淀川河川公園 庭窪・八雲地区 公園整備計画(案)
- ・資料2-2 淀川河川公園西中島・十三野草地区 公園整備計画(案)
- ・資料3 公園利用のマネジメントについて

■参考資料

- ・参考資料 平成24年度第1回下流域地域協議会会議録

1. 資料2-1 淀川河川公園 庭窪・八雲地区公園整備計画について

[学識者委員]

- ・5年目途というものが遅い、この程度のことを20年かかってやるなどという話にならない。

[事務局]

- ・5年以内とは、遅くとも5年以内はこの程度はやらなければいけないという意味である。
- ・20~30年とは、淀川河川公園基本計画の計画期間である20~30年目途という数字である。

[学識者委員]

- ・ここ5年でやることは、ある程度の確度で書けると思う。20~30年かけて具体的に何をするかというよりも、20~30年先に向けて、一体何が問題になっているのかを整理しておくほうが良い。

[学識者委員]

- ・植生の回復は、現状のように一旦植生が完成してしまうと誘導は難しいので、一度更地にする必要がある。スキならば大きな株を植えればよいがチガヤは無理である。いずれにしても工事を伴う。
- ・この委員会では方向性を決め、具体的な実施については淀川環境委員会の議題とすればよいと思う。特に水際関係に関しては希望を述べておく必要がある。



・すぐできる事柄、実施すべきだが課題もある事柄、こうあってほしいという事柄、それらの区別をつけておけばよい。

[学識者委員]

- ・整備という言葉は、工事を伴う行為を意味するのであれば、そのように定義して書く方がよい。
- ・多目的広場は、砂場・花壇・舗装の撤去はここ2～3年間でやるとして、長期的には好ましい植生像の設定が大きな課題である。
- ・レストセンターは、当面は(ワンドの)保全活動や学習活動の拠点として機能強化していくが、建物更新も含めて検討すべき時期が来ることを記載する必要がある。

[地域住民代表]

- ・十三地区、八雲地区の市民参加による清掃は、5年や20年といった話ではなく直近にできることである。
- ・市民参加を実現するには、具体的に地域の行政への働きかけまで示すのがよい。清掃だけでなく利用者を増やす目的も含めた働きかけを示すのがよい。

[学識者委員]

- ・利用活性化のための啓発普及広報活動と、地域組織との具体的な連携について、もう少し書けないか。

[学識者委員]

- ・この協議会では、自然環境と利用という両方の面でこの地区がどうあってほしいかを議論すべきである。庭窪・八雲地区はアクセスが良くないので利用面に注目しすぎないほうがよいと思う。

[利用者代表]

- ・ゴミだけの問題ではなく、NPO、行政、市民の関わりを含めて、河川をどのように維持していくかを書いていただきたい。
- ・20～30年継続して川をよくする仕組みづくりを考えてほしい。

[学識者委員]

- ・市民参加については、地域の自治体や組織、淀川に関わっているNPO等の団体との関わり方について、具体的に書くとよい。
- ・例えば野球場の長期的な目標が多目的広場であるように、今の多目的広場や水際の植生についても長期的な目標像を示せないか。水際の植生については、草刈りだけで植生転換できるところと、工事が必要などところについて課題としてきちんと書くのがよい。

[行政]

- ・運動施設については、現状でどの程度の課題があって廃止の方向となっているのか。
- ・5年くらいで、運動施設のあり方について方向性を議論するとか、住民の合意形成を図っていくプロセスを置いてほしい。
- ・大阪市周辺の自治体では市内に広がりのある運動スペースが確保できないため、今ある淀川河川公園の野球場、テニスコート等の利用者がかなりいる。そういった現状をふまえ廃止という表現を変えていただきたい。

[学識者委員]

- ・例えば守口市と大阪市では、市域の中でバッタを見られる場所は多分ほとんどない。野球ができる場所よりバッタがいる草っばのほうが大事だと考える。

[地域住民代表]

- ・都会で育った子供は水辺や藪みたいところは近づきにくいこともあるから、いろんなスポーツや運動施設を利用する中で利用者が河川の理解をするという面もあると思う。

[学識者委員]

- ・縮小や廃止をするには、利用者の意向も考慮しながら一定の方向性を検討していくという段階をふむ必要がある。

[地域住民代表]

- ・廃止の方向性を出すには説得性が必要。利用者の状況、稼働率、収支の状況などメリットやデメリットを明らかにし、費用効果を考慮した上で検討すべきである。

[行政]

- ・予算がつきだいたい実施したいという中期的な整理とし、集中的に投資できる環境を整えば5年以内の実施もありうると記載することで、モデル地区として整備スピードを上げられるのではないか。

[事務局]

- ・5年と20～30年という分け方や、整備と維持管理それぞれで短期と長期に分けるという書き方については、今までの意見を踏まえながら修正したい。
- ・野球場やテニスコートはいきなり廃止するというだけでなく、合意形成や利用ニーズの変化を踏まえるという意味で長期としている。

[利用者代表]

- ・大阪市内では運動施設が少ない現実がある一方で、1つの団体が使い続けることに地域の人たちからの反発もある。廃止ではなく、みんなが使える多目的な施設に移行していくという表現が必要ではないか。

[学識者委員]

- ・記述する言葉が不足している。多面的利用ができる方向へ向けて検討をスタートするのは明日からでも可能である。中長期的には縮小、廃止を見込んでそういう議論もしていくというふうなことをきっちり書き込んでほしい。

[学識者委員]

- ・テニスコートは他の目的には使えないので、廃止していくという見本にするのがよいと思う。

2. 資料2-2 淀川河川公園 西中島・十三野草地区公園整備計画について

[学識者委員]

- ・野犬水路下流側のほうの囲みは土のうを積んでいるところで、撤去しても構わないと思う。
- ・草花園を廃止するときは周囲のU字溝も一緒に撤去してほしい。

[利用者代表]

- ・野犬水路の通水性の改善については、予算がつきしだい実施可能な短期のほうに入るのではないかな。

[学識者委員]

- ・まず当面責任を持って短期間でやれるものを記載し、それ以外はこういう課題が残されているとか、こういう方向性が望ましい、という形で書いておいて、それらの中から予算化できて前倒しできるものは実施するというようなまとめ方が良い。
- ・整備と維持管理は表裏一体のようなところがあるので、分けないほうがいい。

[学識者委員]

- ・適切な草刈りの実施とあるが、芝生以外の草地を維持するのは至難の業である。方向性を示すことしかできないと思う。
- ・方向性としては、水につかっているところはチガヤ、オギ群落。水に近いところはヨシを中心とした湿性植物となると思う。

[学識者委員]

- ・芝生以外の草地の維持というのは、おそらく淀川全川に共通した課題である。継続的な刈り取り実験エリアみたいなものを作って取り組まないといけないと思う。

[利用者代表]

- ・ホームレスがふえて、犬を飼っている。遊びに行っても子供たちが近寄れない状況がある。指導を含めて対処をお願いしたい。

[事務局]

- ・ホームレスについては地元自治体と一緒に定期的に巡回し、データをとり指導をしている。地道に話をしていくしかない状況である。

3. 公園利用のマネジメントについて

[地域住民代表]

- ・豊里大橋を挟んで下流側、ちょうど常翔学園が占用しているグラウンドの近くの水辺で、休日に水上バイクをやっている。水上バイクを運ぶ車が、坂を下りた駐車場横のゲートのキーを持っているようだが、あれは占用許可を受けているのか。

[事務局]

- ・区域を定めて自主ルールで水上バイクの運転を許可してみようと長年、試行しているところでは侵入防止ゲートの鍵を貸している。
- ・そういう試行をしていることが地元の方々に十分に伝わってないと判明したので、地元へのお知らせを工夫するよう対応する。

[地域住民代表]

- ・長柄地区の河川公園で毎年開催している行事があるが、申請するには枚方まで行かねばならない。公園の管理所で申請できないか。

[事務局]

- ・公園の管理所では、法的な書類の取り扱いが負担が大きいようにQ思う。

[学識者委員]

- ・利用の手続きは国営公園で一元化されておらず、占用許可を受けた大学や、管理地として借りている基礎自治体などとなっている。しかし利用する人にはそういう区別はわからない。ルールを作っていくときに管理者同士の連携についても必要だと思う。
- ・公園というのは建設工事から維持管理へウエートが移っていくと、マネジメントが非常に重要になってくるので、きっちり取り組んでいただきたい。

[学識者委員]

- ・寄州は年々地盤が高くなって水から出してしまうので、切り下げて水位が上がったときにつかるようにするというのは、淀川環境委員会のテーマである。そういう切り下げが必要な場所はここだと書いておいて、それが環境委員会の方へ回ってくるという形がよい。

【お問い合わせ先】

近畿地方整備局 淀川河川事務所 河川公園課

〒573-1191 大阪府枚方市新町2丁目2番10号

TEL:072-843-2861(代) FAX:072-843-0910 E-mail: yodogawa-kouen@kkr.mlit.go.jp

当日配布した資料などは、下記 Web サイトにて、公表しています。詳細は、Web サイトを参照願います。

http://www.yodogawa.kkr.mlit.go.jp/activity/comit/park_kyougi/index.html

2013年3月発行

第5号

平成24年度

第2回 淀川河川公園 地域協議会 会議録

下流域版(大阪府守口市域及び大阪市域)平成25年1月31日開催分